店頭通貨オプション取引約款　新旧対照表

(下線部分変更箇所)

新	旧
第 1 条～第 15 条（現行通り）	第 1 条～第 15 条（略）
（期限の利益の喪失） 第16条　お客さまは、お客さまについて次に掲げる各号のいずれかの事由が生じたときは、当社から通知、催告等がなくても、本取引に係るお客さまの当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにその債務のすべてを弁済することにあらかじめ同意するものとします。 ①～⑨（現行通り） 2　お客さまは、お客さまについて次に掲げる各号のいずれかの事由が生じたときは、当社からの通知、催告等によって、本取引に係るお客さまの当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務のすべてを弁済するものとします。 ①～②（現行通り） ③お客さまが後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受け、当社がお客さまにおける本取引の継続が不適当であると判断したとき ④～⑤（現行通り）	（期限の利益の喪失） 第16条　お客さまは、お客さまについて次に掲げる各号のいずれかの事由が生じたときは、当社から通知、催告等がなくても、本取引に係るお客さまの当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにその債務のすべてを弁済することにあらかじめ同意するものとします。 ①～⑨（略） 2　お客さまは、お客さまについて次に掲げる各号のいずれかの事由が生じたときは、当社からの通知、催告等によって、本取引に係るお客さまの当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務のすべてを弁済するものとします。 ①～②（略） ③お客さまが後見開始、補佐開始又は補助開始の審判を受け、当社がお客さまにおける本取引の継続が不適当であると判断したとき ④～⑤（略）
第 17 条～第 32 条（現行通り）	第 17 条～第 32 条（略）
（2018 年 12 月施行）	（2018 年 9 月施行）

以上